

国家公務員の皆さん

テレワークを一層活用しませんか？

内閣人事局と人事院は、令和6年3月に「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」を策定・公表しました。

ガイドラインの内容について、各職場の皆様で認識を共有し、テレワークの一層の活用を進めていただきますようお願いいたします！

ガイドラインの基本的な考え方

テレワークは、職員の希望・申告を前提として職務命令により実施されます。業務運営上の支障がない限りは、テレワークを認めることが基本です。

※例外的に希望に応じられない可能性がある場合は、あらかじめその内容を明らかにしておくことが適当

詳しくはこちら

■ ガイドライン

本文 <https://www.jinji.go.jp/content/000002252.pdf>

概要 <https://www.jinji.go.jp/content/000002251.pdf>



■ 国家公務員のテレワーク

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/ict_telework.html



■ 勤務時間等関連制度

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/kinmujikankyuuka.html>



管理者及び職員の皆様も、以下の取組を心がけましょう。

管理者の皆様へ

- ・ 申告内容、希望者の職場勤務での実態等を総合的に勘案して、テレワーク勤務の可否を判断
- ・ 職場出勤者とテレワーク中の職員それぞれに対する一層的確なマネジメント
- ・ 職場勤務と同様に職員の勤務状況の把握
(業務と生活の時間の区別が曖昧になりやすいので、長時間労働には注意)
- ・ メンタルヘルスについてテレワーク特有のストレス要因が生じるおそれに留意

職員の皆様へ

- ・ 職場勤務と同等の勤務環境の整備（常態的・継続的に育児・介護等が必要な者を勤務時間中は第三者に預けるなど）
- ・ 勤務開始・終了時の適時適切な報告
- ・ 健康管理や安全確保に関し、理解を深め、自律的に取り組むことが重要
- ・ テレワーク環境下ならではのハラスメントに留意